

議事概要の作成及び公表に関する指針策定
による議事概要の作成等について

総務部総務私学課

県では、県の施策に関する意思決定に至る議論の過程を明らかにし、現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、令和2年7月3日に「知事又は副知事が構成員となる会議の議事概要の作成及び公表に関する指針」を策定し、同月6日以後に開催される本指針の対象となる会議については議事概要を作成し、公表することとしました。

また、令和4年3月28日に当該指針を見直し、これまでの指針の対象であった、知事又は副知事が構成員となって県の施策に関する意思決定を行う会議に加え、意思決定に至る審議等を行う会議も追加したところです。
(本指針の対象となる会議：別添のとおり)

1 対象となる会議の作成について

令和4年度の本指針の対象となる31会議のうち、開催があった24会議については、次のとおり議事概要等が作成されています。

また、開催のなかった会議は7会議となっています。

令和5年3月末時点

作成方法	会議数 (割合)
記録なし又は結果のみ	0 (0.0%)
議事概要	19 (61.3%)
議事録及び議事概要	4 (12.9%)
その他 (業務報告書等)	1 (3.2%)
指針対象後、会議未開催のため記録なし	7 (22.6%)
合 計	31 (100.0%)

2 議事概要等の公表について

作成された会議の議事概要等については、次のとおり公表されています。

【指針の対象となる31の会議の公表状況】

	開催済みの会議			未開催の会議	計 (A+B)
	議事概要等 作成済み A	公表済	公表予定等	会議開催の際、 作成・公表予定 B	
公表状況	24	18	6	7	31

※開催がない会議についても、開催した際には指針に基づき議事概要を作成し、公表する予定である。